

テーマ「改憲 国民投票 メディア」 講師：中谷弁護士

9 条と自衛隊

私たちは改憲の問題を小さくとらえているのではない。9 条の問題、自衛隊の問題、それだけに目を奪われていないだろうか。彼らが改憲を提起している本当の狙いとは何か、どういう国をつくらうとしているか、何のためにやっているのか、まさに闘いの焦点は何なのかを考える必要がある。中心にあるのは自衛隊の明記であることは間違いないが、安保法制によって部分的に集団的自衛権行使が可能になった自衛隊を合憲化する。それによってフルスペックの自衛権行使、海外で戦争をできるようにしていく、これが狙いである。法律的に安保法制という形で部分的な集団的自衛権を行使できるようにしたが、全国各地で安保法制の違憲訴訟が起きている、このようなことは憲法を改定しない限りずっと続きます。改憲によってそういう道も封じてしまう、ということは、彼らの考えているところだと思います。

緊急事態の問題

二つめが緊急事態の問題です。緊急事態条項は非常に危険です。一言でいうと、国会、地方自治体の権限を制約し、市民の権利の制限です。それから財政権限を首相に集中する、これを非常事態の名のもとに集中させる、これは何かといえば独裁です。独裁体制を日本の中に布けるような状況をつくってしまう、というのが彼らの考えている当面の問題です。

日本社会を戦前のような国にしたい

もうひとつ遡って考えてみると、自民党の改憲草案に見られるような日本にしたい、ということでしょう。ここで言っている中心部分は何かと言うと、天皇を元首化したい、つまり戦前のような国家にしたい、それから平和憲法を破壊したい、そして家族制度を復活させたい……そういう、まさに日本社会を根底からひっくり返して戦前のような国にしたいというのが、彼らの狙いです。ただ、いずれも簡単にはいき



ません。天皇の元首化だといったって、おそらく現天皇（平成天皇）はこの考えに反対しているだろうことは、はっきりしています。天皇家に対してはそういう考え、秋篠宮の発言を見ても、天皇家そのものが象徴天皇制のもとでこそ、天皇制は生き延びられるだろうと思っている、そういうことで彼らが考えている方向に、直ちにスムーズにいくのかと言うと、そんなことはない。平和憲法の破壊に関しては、9 条がずっと彼らの前に立ちはだかり続けている。

護憲的改憲論

9 条について護憲的改憲論者が言うのは、9 条なんて、もう法律として現実を規制していく意味はなくなっているのではないかと、という言い方をする、空洞化している、……これ本当かということです。もし空洞化していれば憲法なんか無視して、どんどんどんどん海外に自衛隊を派遣しますよ。彼らが今やりたいのは何かというと、中東だとか、あるいはアフリカに自衛隊を派遣し、そこにおける石油利権であったり、アフリカの希少資源に関する利権を日本という国が食い込んでいくこと。これをアメリカと一緒にやってやりたいのです。しかし、それを阻んでいるのは何か、非常に限界のある形でしか、おずおずとしか、彼らはそれに参加できない……というのは憲法の力ですよ。そして 9 条の力というのは、憲法 9 条

という条文があるだけではない。憲法 9 条があり、それを支える国民がいて、これを守る、支える運動がずっとある。このことが重要です。

護憲的改憲論者たちと、伝統的平和主義者といえますか、その違いは何かというと、私は少なくとも護憲的改憲論者のように条文があれば、あるいは法律が存在すれば、それによって現実が変わっていくとは考えていません。それを守らせる政治勢力があったり、政治的な運動があったり、力があるからこそ、初めて意味を持つ、だから我々が 9 条を守るとするのは、9 条の条文があればすべてを守ってくれるとは考えていないでしょう。それを支える我々の運動があり、そして我々の平和を守りたいという意思があり、これによってはじめて現実が動くし、その力が増せば増すほど彼らのやりたい放題は許さないという力関係を持っている。その意味で護憲的改憲論者が、あれ？と思うのは、そういうことを考えずに、護憲的改憲論、つまり今憲法を改定して、そこに自衛権を専守防衛にすべきだということを明記して、海外には行きませんよ、と書き込むべきだと、その方がいいんじゃないかと、言っています。でも、それが通るような政治的状況ですか、という問題です。今の政治的情勢はそれが通るような情勢ではないでしょう。論理として私はあると思っています。論理としてはあっても、今はそれができるような政治的情勢ではない。そんなときに護憲という名前を付けながら改憲論を持ち出すことは、改憲の土俵に上がり、どんなものでもいいか議論しましょう、という話になっていくのは明らかなことではないかと私には思えます。

憲法は今も規範力を持っている

平和憲法というのは、私は今でも規範力、法律として現実を規制する力を持っていると思います。今も、札幌で南スーダンに自衛隊を派遣した、あの PKO 派遣について違憲訴訟をやっています。自衛隊はもう帰ってきたではないか、帰ってきたのに何で派遣差し止め、違憲訴訟をまだやっているのかと、皆さん思われるかもしれませんが、実は自衛隊は全員が帰ってきたのではなく、まだ司令部要員は残っ

ています。何人なのか、我々は 2 人だと思っていますが、「そういう要員を残している根拠は何か、答えろ」と言っているのですが、国の側は答えようとしません。こういう形で南スーダンに派遣された時に、国民に対して現地の状況を知らせていない。

メディアに関連することですが、日本国民の多くは、メディアを通じて情報をきちんと知らされていない、と思っています。皆さんはけっこう勉強されているので知っておられるかもしれませんが、南スーダンの現状は極めて危険であったと、NHK も報道しました。あの自衛隊の宿営地を飛び越えて弾丸が飛び交っていた、政府軍が既に PKO 部隊に攻め込んできた、攻めかかってきていた。これは従来の政府解釈からしても、どうしたって戦闘行為にあたる。政府軍ですから組織的な国家という組織がやってきている。そういう戦闘行為があったとしたら、これは PKO 原則の第一原則、戦闘状態のところへ行ってはならないに反し違憲でしょう。

PKO 法を議論していたときに、私はカンボジア PKO の違憲訴訟をやっていたので、国会議事録を何度も読みました。その時に政府は何と言っていたか。この PKO に派遣しても憲法 9 条に違反しない理由は二つある、と言っていた。一つは「現地の状況をきちんとさぐって、そのことをちゃんと踏まえて、伝えたいのでやりますから安全な所しか行きません」と。二つ目は「PKO5 原則があるのでこれを遵守する限りは、憲法 9 条に違反する戦闘行為とか、戦争ということにはなりません」と言っていた。これは今日まで政府が変わらずに言い続けていることです。

南スーダンで自衛隊の宿営地内に攻め込まれ、頭の上を鉄砲玉が飛んでいく状況は、これに違反しないのですか。どう考えたってそんな危険なところへ送ったらいかんじゃないか。彼らは「現地の情勢をきちんと知ったうえで安全なところへ送っていますから」と言う。政府のどこがちゃんと知ったうえで伝えたのか、自衛隊員にそれを伝えたのか、そんなところへ送り込むといったのか、それで同意を得たのか。我々は、それは全く言っていないと思っている。

実は調べれば調べるほど自衛隊派遣の実態はひどい。各国の PKO 派遣隊員たちが持っていく救命用具を見てみると、他の国は、表にすると A4 の用紙の上から下までいろんな用具をいっぱい持っていくが、日本の自衛隊は包帯と止血剤 1 本だけだった。ほとんど丸裸の状態で行き、弾にあたったら死ぬと言わんばかり。そんな状態で戦闘地域に送り出している。

安倍首相は国会で大見えを切ったでしょう。自衛隊員を尊敬するとか、尊重するためにやっているとか。その気持ちが本当にどこにありますか。彼らが「大ウソつきだ」と思うのは、そこなんです。我々は自衛隊員から頼まれて、自衛隊員の人権裁判をやっています。札幌の PKO 訴訟でやっているのは自衛隊員のお母さんが原告の事件です。こういう人達の痛切な気持ちを聞くと、彼らが国会で言っていることの大ウソというのは、本当に許せない。現地に行く人は命を懸けているのですよ。こういうことを全く知らせないで行かす。そんな戦闘状態のところへ送り込むというのは、彼らが PKO 法をつくっていた当時と言っていたこととも矛盾するし、PKO の 5 原則に反していることを知りながら隠して、国民にも隠して派遣している、これは違憲ですよ。彼らの論理からしても違憲です。こういうことを我々は法廷のなかで主張しているのです。

名古屋の安保法違憲訴訟が他の地域の安保訴訟と違っているところは何か。他の全国各地で起こしているのは、あの安保法制ができたときに、法律を作ったことが違憲だと言ってやっている。しかし我々は、それに加えて、その後やっている行為が違憲であることを言っている、その一つに南スーダンへの自衛隊派遣、それから米軍の給油の問題であったり、艦船防護の問題、これらも違憲ではないかと現実の事実を挙げて、政府は違憲行為をやってしていると指摘している。

これに対して、国側は何と答弁しているかというと「南スーダンのことでは、それは単なる意見、ないし論評に過ぎないから答えない」。答えないのでしょ。現実には戦闘状態になって、宿营地の上を超えて弾が飛び交っているではないかと書いたことの、ど

こが意見、論評ですか。「争点に関係ないから答えない」とも言う。争点に関係ないどころではない、まさに違憲かどうかの争点そのものではないか。

これは札幌の訴訟でも同じ。そういう形で事実については踏み込んで主張もしない。池住さんたちがやったイラク訴訟の時の政府の対応も全く同じでした。国は法廷のなかでは何も答えない、何も答えないでおきながら、違憲という判決が出たら政府は「裁判所は何も事実がわかっていない」という。国側は何も議論しようとせず、何も答えなかった。答えなかったのに判決が出たら、裁判所はわかっていないというのです。本当にひどい話です。

そんな形で、私たちがずっと自衛隊に関わることについては憲法違反だよという活動や、裁判をやってきて、運動をやってきた根拠になったのは、やはり九条です。日本国憲法前文と九条、これであることは間違いがありません。とりもなおさず憲法 9 条がまだ空洞化していない、あっても飾りだけだということではないということを示しています。9 条に規範性はまだ残っていると、ずいぶんボロボロにされたけれど、その旗はまだ立っている、というのが私たちの考えであるし、それを守り抜かなければならないと思っているのです。

彼らは家族制度の復活を考えている

もう一つ家族制度の復活が、彼らの考えていることです。家という制度です。自民党の改憲草案の中に 13 条から個人の尊重というものを、人を尊重というように変えるというのです。戦後は、日本国憲法の一つの柱は、個人の尊重で、個々の人達、様々に属性を持った個々の人達を大事にする、…これこそが戦後日本国憲法の一つの柱、核であると考えられた。その個人を、個を取ってしまっただけで人として、動物のなかの一種のヒトとしては尊重してあげるよと、言うだけのものにしてしまおうという考え方。その中で古い家族制度、共同体を復活させようという考え方に立っている。

彼ら自身が地域共同体を壊してきた

これはしかし、そもそも不可能ですよ。そういう古い共同体のようなものを、彼らがこの間急速にグローバル化という名のもとに全国各地で急速に地域共同体を壊し、そこから商店街を壊し、いろんな繋がりを壊してきたではないですか。バラバラにしてきたのは彼らでしょう。私たち個人が、今まで自然に社会のなかで作ってきた、そういうつながりを断ち切ってきたじゃないですか。

個人情報保護法だと言って、自分の身内だとか友人の安否を確認しようと思って電話を入れても、個人情報ですからと答えてもくれない。PTAの名簿を作ろうと思っても作れない。地域では自治会の名簿も作れない、どこに誰が住んでいるのかさっぱりわからない状況です。こんなことで連帯とか共同体が成り立ちますか。成り立たないですよ。

バラバラの個人にすることによって統治はしやすい。まとめると反抗されるときに力を持つ。しかしバラバラにしておけば、一人声を上げているだけだとされる。そしてバラバラにされた人は、声を上げたって変わらないという無力感に捕らわれます。いちばん狙っているのはそこでしょ。連帯を断ち切ることによって力を失わせる。そのことによって無力感を感じさせる。運動は無力だ、自分たちが何をやっても変わらない。若者たちが今立ち上がらないのは、多くはそういうことを見せつけられて、現状が変わらない、変わったという実感を持ったことがない。こういうことが非常に大きいのではないかと私は思っています。

いま世界がどんな状態にあるか

現在の日本が抱える課題とか、世界がかかえている課題に対して処方箋として出すのか。自民党の改憲草案の中にあるのか。私はそこが最大の焦点ではないかと考えています。

軍事力をもって世界に、アメリカと一緒に出て行って、日本経済にとって有益な資源を確保する、そのために日本の若者たちの血を流させる。そんな世界を私たちは望んでいるのだろうか。格差をどんどん増大させて、若者たちに希望のない社会を与えてきている今の現状、働いても働いても将来展望が無くて、長生きできないような状況、将来自分た

ちが年取ったときに、そのまま年金なんかもらえないのではないかと、若者たちはそう云っています。「我々のときには年金ないよね」と。そんな状況や、そんな社会を残すことを私たちは求めているのか。彼らのような方向を進んできたなら、結局、最近の社会福祉についても、地域丸ごととか、自助、共助、公助という言葉で、まず自分で、まず自分で自分を助けよう、というわけでしょう。なるほどと思い込んでしまいそうですが、本当にそうかなと考えてみることは非常に大事だと思います。

安全、安心というけれど、安全と安心は違う。安全は客観的に存在するが、安心は主観的に自分が安心するだけの話で、自分で安心を求めようとする、どこまででも安心できるまで、その状況をつくってもらわなければならない。誰につくってもらおうかというと、国に対してですね。だから監視体制、監視カメラがそこら中あるでしょ。そこら中であって、それで安心しよう、安心、安全な社会をつくろう、地域をつくろう…と警察主導で自治会に持ちかけて、防災カメラがそこら中にある。設置したものを警察は全部その映像をデータとして流す。こうやって全員を監視していれば安全、安心な社会になりますよ、と。

しかし、残念ながら監視カメラでそういう防犯効果は得られない。犯罪の後で、それを使って逮捕に繋がるかどうか。なかなか繋がっていないのが現状だと思うけれど、たまに繋がるがあります。そんなことで客観的な安全が保たれるだけではなく、皆さんの安全も私たちが保障してあげますよと、と言って、国や政府に頼りなさい、すべてあなたたちのプライバシーも含めて差し出さない、そうしたら安心安全な社会が来ますよと。何か、ちょっと怖い社会になりますね。そういうことをやってきているわけです。

このことで我々成人の多くは、あ、そうかなと思ってしまう。我々悪いことしていないからみんな見られても構わんわ、という気持ちになる人はけっこう多い。いろいろな議論のなかで、おかしいことでは使われないでしょう、と思う人が多い。一昨年の夏に高校生向けに監視カメラの問題や何かを、共謀罪の話をして行ったときに、高校生に「そうやって監視

される」と言ったら、彼らは「いやだ。きもい」と言ったのです。SNS なんかで、自分が 24 時間さらけ出すような人が、何がキモイのだと思って聞いたら、「自分が見せたいものを見せているので、見せたくないものを全部監視されるのは気持ち悪くて仕方がない」というのです。これ、まっとうな感覚ですよ。私はそうだと思うのです。

プライバシーの権利というものもあります。アメリカの法律家で、最高裁の判事になったダグラスさんという人は「基本的人権」(学陽書房・奥平康弘訳)という本を書いています。そのなかで、プライバシーの権利の本質は何か、それは個人が国家から、放っておいてもらう権利、俺は俺の生活があるのだ、私には私の生活があるんだ、国家と関わりのない生活があるんだ、放っておいてくれ、というのがプライバシーの権利だと彼は書いている。私はそういう権利って誰にでもあるのだと思うのです。自分が 24 時間 365 日、何をしているかを、すべて国家に監視されたりすることで保障される安心・安全などというものは、私は要りません。それは危険があるかもしれないが、やっぱり私は自由でいたい、すべてをさらけ出して、お願い守って頂戴、というつもりは全くない。私はそういう意味で彼らがやろうとしていることの方向性とは、今の日本が抱える課題の解決策としては違うのではないか。

環境破壊が今、非常に起こっている、地球そのものが地球気候の変動と言うが、自然にそうやってきたのではない、これは人間の活動によって温暖化してきた。私たちは温暖化させない活動をしななければいけないし、そういうことの原因を取り除いていかなければならない。地球に住んでいる誰もが影響を受けたいへんなことです。私たちの子供の頃に比べて、この夏の暑さは何ですか！ こんなことなかったですよ。子供の頃はクーラーなど無かった。無くても過ごせた。今やクーラーが無かったら都会では生きていけない状況ですね。このままでいいのかと問うときに、自民党の改憲草案のような方向は、金持ちだけ優遇して、商売だけうまくいけば良い、その対象に入っている商売は何かと言うと、世界に出ていくグローバルな大企業だけです。中小企業や零

細企業は入っていない。大企業がもうかれれば、そのおこぼれで国民は生きていけるでしょうと。

私たちは、憲法改正について最大の危機になっていて、子供たちに希望はない、低賃金であえいでいる非正規労働者たち、一つの仕事だけでは食っていけない、昼間に仕事して夜まで働く、そういう人も若者だけでなく、けっこう多い。自民の改憲の方向は、彼らの救いになるのか、ならないですよ。ならないけど、救いが見えない。

企業の株を持っている一番は国債、すなわち国です。その次は海外資産です。企業が儲ければ儲けるほど、利益は海外の機関投資家に流れる。軍事費などに、イージスアショアに800億円つぎ込む秋田、山口は500億円、これは買うときで、維持費も膨大になる。何でこんな無駄なことをするのか、イージスアショアなんて、アメリカへ向かっていくミサイルを打ち落とすもので、日本に飛んでくるものが対象ではない。日本がなぜそんな金を出してもアメリカを守らなければならないのか。アメリカは世界で一番強い軍隊を持っているのに、何で日本はそのようなことをしなければならないのか。日本の駐留の費用もおもいやり予算ということで莫大な費用を負担している。

装備や訓練は、海外遠征用のものを増やしている。指揮命令等も米軍と自衛隊は一体化し、アメリカ軍の一部に組み込まれている。2015 年のガイドラインで、それまでは米の後方支援だったが、日本が前面で、アメリカが后方支援となる改正であることを知らない人が多い、マスコミが知らせない。

自衛隊は最終的に災害救助隊と国境警備隊に

九条を守れと言っても直ちに軍事的に丸裸になればよいと思う人は少なく、当面の間は自衛隊の防衛力をもってだんだん少なくて、最終的に災害救助隊と国境警備隊に再編していく構想があります。

我々は夢物語を考えているのでしょうか。非暴力の防衛政策の国って何だろうか。国として成立するためには、従う国民がいなければならない。その意味で市民的不服従の闘いを防衛政策として組み込むことはありうると思います。直ちにというのではな

く、時間を見ながら段階的に考えるべきです。その為には市民間の交流、全県下に平和問題研究所を設置し、みんなが平和をどうやったら実現するのかを考える、そういう政策が動き出した時、日本の社会が変わってくるだろうと、これは夢です。そういう理想をもち、韓国の人達と交流して運動をつくるということをやりながら、そういうことを考えてきました。そこに揶揄されるようなお花畑であったり、夢物語といわれるようなことはないと思います。

安倍首相は必ず参院選前に改憲発議する？

安保法制違憲訴訟を闘っている寺井一弘弁護士や伊藤真弁護士が出したブックレット「平和憲法の破壊は許さない」(日本評論社)では、安倍首相は必ず参院選前に改憲発議するだろう。日程が難しい、5月に改元があって、その後の政治日程の中では無理ではないか、最近では、日々安倍首相の問題、統計の問題など官僚のいろいろな問題が出てきて、忖度の政治が明らかになってきている。そんな状況では発議などできないのではないかと、皆さんはそういう感覚がありませんか。いやそれは違いますよ、絶対やるだろう、政治生命をかけて改憲発議は参院選挙前にやるだろう、と言っています。

2人が言うことは、改憲勢力は3分の2を割る可能性が高い、前回の参院選挙に比べて10議員程度野党が上回るだけで3分の2を切ることができる。そう考えると十分3分の2割れを引き起こす可能性はあるし、その危険性があるということは今の政権も知っているであろう。政治生命をかけて改憲をやると言っている人間が参院選挙を待つだろうか、待たないだろう。どういう無理をしてでも参院選前に改憲発議をするだろう。そして、発議されれば負けだ。その覚悟で闘わなければならないと書いている。だから発議させない闘いを、と呼びかけています。その闘いの一環として違憲訴訟もある。全国各地で安保法制違憲を軸にして安倍政権を倒そうと言っています。

国民投票とプロパガンダCM

国民投票の関係で法律のことをいいますと、よく発議と言われるが、憲法上の発議は、国会が衆議

院、参議院の3分の2の承認で発議することになっています。国民に憲法改正案を提案することを憲法上は発議と呼んでいます。国会法ではちょっと意味が違って、国会に対して憲法改正案を提案することを発議とよんでいます。私はこれを発案と読んでいます。この発案をするには2つの方法があります。法律の定めとしては憲法審査会から国会に対して発案をする。通常は憲法審査会のなかで審議をして、その結果一定のまとまり、ないし議決をして、そして国会に発案をする。ここでは議決は憲法審査会の過半数でいいとされている。

もう一つの筋道は衆議院100人、参議院50人の賛成で国会に対して発案できる。これは憲法審査会を開かなくてもできる。今でもできる。そういう力関係にあるものだから、この条項を使うと、国会に対して憲法改正案を出してくることは十分ある。その時にかなり悪い内容の憲法改正素案を出してくる、9条であれば、自衛隊を明記する、必要な自衛力を持つことにする、とこういう案を出してくるだろう。これに対して審議の過程でおそらく公明党がそれに対して、そんな案では乗れんと、平和の党だから言うだろう。それじゃ訂正して必要最小限の自衛権、という今まで解釈、合憲だと言われていた線に戻しますと言うであろう。そのときに歯止めを勝ち取ったと言って公明党は乗らないだろうか、という危機感を持っている。そうやって3分の2の多数、平和の党の歯止めをくぐった3分の2の多数で国民に対する発議をしてくるのではないか、この発議をされた時に、我々は負けるであろうと、この本には書いてあるのです。

負けるであろうと、簡単に言わないでほしいと私は思うのですが、その関係で国民投票法案の最大の問題だと言って、最近指摘されているのは特にメディアの関係でこういう本が出ています。本間龍さんの「広告が憲法を殺す日 国民投票とプロパガンダCM」(集英社新書)で、元広告マンが、広告会社の経験からして圧倒的に改憲派が有利だと言っています。電通と自民党は戦後一体となって手を組んできた、電通が自民党のために尽くすことは間違いない。政権与党だし、国民投票は広告会社にとっ

て、電通でも対抗する博報堂でも最大の儲け口だ。仮に博報堂が野党の方についてとしても、それによって両方とも儲かることは間違いない、といっています。

その中で圧倒的に有利なのは自民党。電通はテレビの中のゴールデンタイムをみんな抑えている、ゴールデンタイムですうっと改憲が必要だ、必要だという話を人気者タレントたちが出てきて代わる代わるに言って垂れ流しをする、この効果というのは莫大なものだ、広告というのは人の気持ちを誘導するための装置なんです。これはナチスドイツのことではっきりしている。それを最大限利用するだろう。その結果は今のままの国民投票法案、広告規制のないような法案では圧倒的に負けるであろう、ここでも負けると言っています。シャワーのように確かに毎日毎日聞かされることの恐ろしさを、私たちも肝に命じるべきだしその危険性というのは十分感じておく必要がある。

大阪のあの橋下が市長だった時に、大阪都構想というのを出した。あの時に、住民投票をやった際にその手法を維新は使った。広告宣伝をバンバン流しまくった。橋下が出てきて、大阪を変えましょう、これで成長しましょう、といってどんどん撒く。多くの人達は「変えるのもいいやんか」「あの人ええことやろうとしているのに何で邪魔するの」というような人たちがたくさんいた。これに対して、いやそれはやっぱりおかしいんだ、と云って対抗する勢力を結集しようとしたときに、その人たちがやったのは個別訪問して、一人ひとりに話しかけをしてその考えを変えてもらおうと、そういうことをやった。ただこれは極めて苦しかった。本当に苦痛で苦しくて大変な作業だったけど、わずかな差で住民投票を否決することができて大阪都構想は一旦消えました。またカジノの関係とか出ようとしているけれど、いったん消えたのはそういうことがあったからです。

その経験をしてきた人たちは、あれは苦しかった、これが国民投票になったら、全国規模でやられると、これを我々はやれるのだろうか、ということを危惧しています。だから、大阪の人達はもっと前から、今後そういうことをやられるんだから、私たちは

発議阻止だけでは足りない、国民投票に備えて運動を組む必要があるのではないかとっていました。

国民一人一人の説得活動

ただ、私たちが闘ってきた闘い方は発議阻止だけではなかった、我々がやっているのは、国民投票になったときに一人ひとりを説得する活動ですよ、言ってきたつもりです。第一次安倍内閣で戦後レジュームを総決算して変えようといったとき、最終的な闘いは上からのイメージ戦略と、国民一人一人の説得活動の対決だろうと自由法曹団の文書に書きました。まさに当たっていると思います。

私たち一人ひとりにとって武器は何か。金はないんですよ。広告会社は味方にいません。だけど、有り余る多くの時間を持った人たちがたくさんいるじゃないですか(笑い)。その力を生かさない手はないだろう、と。向こうは金力と権力を総動員してきます。だけど私たちは今までの経験と知恵と、有り余る時間で対抗しようじゃないかということです。

説得力を持つ、そういう話をできる勉強を皆さんしてきているでしょう。本当にいろんなところで勉強されている人を私はよく知っています。そういう話をすればいいわけです。自分の言葉でしゃべらなアカんですよ。自分の実感だとか、自分の感覚、そういう感覚でものを言うときに相手は共感してくれるのですよ。どこかに書いてあったから借りて来て喋ろうとすると、たいてい失敗する。そりゃ空回りするし、なかなか共感を得る言葉にならないけれど、私はこうだ、私はこう思うということを語っているときには、相手は共感するんです。

だから僕は自分の話のなかで、多くは自分が体験した裁判の話をして。実はこんなこと言っているのですよ、こんなことやっているのですよと。それは実際に体験していることだから、ある程度実感をもって喋れると思うからなんです。皆さんはいろんな人と街宣やっているときに対話することあるでしょう。私も対話で1時間も南京大虐殺で、あったとか、なかったとか道端で対話したこともあります。そういう人もいる。いろんな人がいる。安倍のファンだといって、「安倍首相はいい事やっているのに何で

あんたたちは邪魔するの」と言ってきた人と対話したことがあります。「しかし、拉致問題で実は安倍首相がやってきたことは何か知っていますか。蓮池徹さんはこういっています。彼(安倍首相)は 1 ミリも動かなかった、足ばかり引っ張っていた、と書いてますよ。それ知ってますか」と話をして、具体的に事実を指摘すると、「へえ、そんなの、うそ…」というので、「うそじゃないですよ。実際に書いてあるので読んでみてください」と言ってね、今度会ったときに「安倍首相はこんなこと言ってますよ」というので、また「違うのですよ」と話したら、「何が本当かわからなくなった」と返答、それで「良く調べてみてください。僕は一つもうそを言っていないから探してみてください、どちらが嘘言っているのか、考えてみてください」そういう形で会話をしている。私たちは、その対話で有効だったことを言えばよい、そういう力を僕たちはこの間の闘いで身に着けているでしょう。

署名はたいへん、街頭宣伝もたいへん。通り過ぎていく人ばかりですが、中には論争を挑んでくる人たちはいるわけです。それでもやっていく中で変わるのです。1 時間南京大虐殺で論争した人は次の時に我々の集会に来ていました。彼が考えを変えたかどうか知りません。単に見に来ただけかもしれません。しかし、それでもいいのです。そうやって私たちがやっていることを知って、その中で見てやろうと云う人が一人でも増えれば我々の力は増えるのです。ということを私はやっぱりやっていこうと思うし、それが正しい方向だ、世界の危機や日本の危機を救うのはこの道しかない、と思うのです。

日本国憲法は今でも正しい方向を示しているし、本当にそれを実現するような日本をつくり、世界をつくって行けば、平和で平等で、自由な公正な世の中を招くことができるだろう。こういう方向を現実追求するということを、我々は今、指し示すことができるのではないかと思います。

7 月までの闘いいかんで危機の逆転が可能

衆議院・参議院の総議員の 3 分の 2 を改憲派が占めています。先ほど言ったような危険性はありません。

す。しかし、参議院選挙で 3 分の 2 を崩せば、実はそれまでに発議させなければ、おそらく安倍晋三がいる間に改憲は、もう発議はできません。安倍が改憲発議できなければ、当分私が元気な間は大丈夫じゃないかと思うような、改憲についてはその策動を止めることができるでしょう。

かつて、歴史を遡ってみると、本当に危険だった時というのは、1950 年代に鳩山一郎が改憲を発議しようとした。このとき小選挙区制にして、そして 3 分の 2 を取ってという策動を打ち破った。それ以降、安倍政権誕生までの間は出せなかった。改憲を党是としている自民党でも、歴代首相は、自分が首相になったとき「私の在任中には改憲発議しません」とずうっと言ってきた。あの中曽根でさえ、「私は個人としては改憲論者だけれども自分の内閣では改憲しない」と言っていた。言わせていた政治状況をつくってきた。憲法九条や平和憲法、前文と九条を大事にする国民の世論がそれをつくってきたわけです。この状況を今回の参議院選挙前の発議を阻止すればつくれるのです。最大の危機か、それとも発議の息の根を止められるか、ここが今の局面です。私たちのこの間の 7 月までの闘いいかによっては、まさにこの危機を逆転させることができる、そういう状況にあるのだらうと思います。

国民投票法は欠陥法

だからこそ今が大事です。広告規制が大事です。今の国民投票法には広告規制は一切なし。14 日前からの有料のテレビ CM だけは禁止している。けれども広告規制は無しです。国民投票法が酷いと思うのは組織的な買収は禁止されているが、個人による買収はやっていい、そう読めるのです。こんな無茶苦茶な法律あります？ 無茶苦茶な欠陥法です。具体的に物事を動かそうとすると、法律を眺めてみたらいっぱい決めなあかんことがある。

政府は発議をしようと考えているのだったら、決めなければいけないことを準備しているだろうと思っています。だから発議の前になったら、一気にそれらの規定や規則を出してきて現実にそれを実行できるようにしようとしているのだらうと思います。そし

て、確かに発議をしたらその間広告を打つための、もう既にCMを作ったり、色々している可能性だってあるんだろうと思います。

だから、まず発議させないでおこう、という闘いの方針は正しいと思います。その為に全力を挙げる。これも賛成。発議されたら負けるぞ、というのは反対。やられても負けんぞという闘いをしなければいけない。やられて負けて変えられたら、もう1回変えればいいのですよ。闘いというのはそんなものです。そういうふうを考えなければ私たちは敗北感にとらわれてダメになる、あの隣の韓国を見てごらんなさい。軍事独裁政権の中で、あの酷い憲法のもとで無茶苦茶血を流して大変な思いをして、憲法まで市民の力で変えさせたではないですか。市民運動をつくってその力で変えたじゃないですか。我々日本人ができないわけがないでしょう。私はずうっとそう思ってきた。

これは三菱勤労挺身隊事件の弁護団として韓国に渡り、光州事件の当事者の人達と話し合い、その中で知った韓国の民社化運動の歴史を学び、そういう人たちと交流してきた結果、私の核心になっています。私たちはまだまだ闘える、やられたって闘える、やられたってもう1回やり返す、そういう闘いをすればいいんです。私達にとって、諦めたら終わり、あきらめなければ何時までも光はある、そういう思いです。

現局面では、発議をさせない闘いに全力を

ただ現局面では、発議をさせない闘いに全力を尽くすべきですね。これが我々の当面の目的であることは確かであると思います。国民投票法にはマスコミ、広告規制がない、それから個人に買収を許し、最低投票率を決めてない。最低投票率が決めてないから、投票人数の過半数をとればそれで改憲が成立してしまう。有効投票数ですから無効や白票で出した人は除かれてしまいます。反対する人たちの中に白票を出せばいいんじゃないかという人がいるのですが、それは今の国民投票法のなかでは賛成と同じ効果を持つという恐ろしいことを、肝に命じるべきです。それから棄権すればいいんじゃないかというのは、有効投票数の中で争うわけだから、棄

権することは手を貸すことになります。沖縄の住民投票のようにみんなで投票しよう、そして反対票を投じようという運動をせなあかんですよ。そうしないと国民投票で勝つことはできない。

そういう欠陥法の下で、無茶苦茶な法律の下で「本当に国民投票やるの！やれないだろう」という声を私たちは今あげていかなければ、と思っています。

権力による弾圧は今進行している

公務員の政治活動は制限されています。地位利用を禁止するとされています。今、堀越さんはビラを配っただけで公選法違反だと言って捕まっちゃったでしょ。いま、警察がやっている弾圧というのはほんとうにひどいところがあって、それが乱用される危険は、実は国民投票前後の運動のなかで起きてくるだろうと思っています。

治安当局は戦前によく学んでいますよ。戦前、治安維持法ができる前に暴力行為等処罰法という法律が帝国議会で議論された。その帝国議会の議事録を読んでもみると、「この法律は労働組合や農民組合の運動を弾圧する目的ではないか」という質問を受けている、それに対して「そんなつもりは毛頭ございません」と答えている。結果、暴力行為等処罰法が使われ、弾圧された一番の対象は労働組合、その次に農民組合でした。これらが暴力団対策、やくざの対策だと言って導入された法律で、一番にやられた組織だったのです。

この答え方にそっくりなのが共謀罪法案の時のあの政府の答弁。ええ！と思うくらいほとんどいっしょの答弁でした。「そんなつもりは毛頭ございません」と答えています。彼らは戦前によく学んでいますね。

丸山眞男さんが昔書いた論文の中に、戦前の体制をどうやって支えたのか、天皇を頂点として実はだんだんに親分子分関係でずうっと支配をしていたんだろうと書いています。その一番末端に来るのは何だったか。「ならず者だ」と。ならず者によって支配をされた。最終的には力や暴力で国民一人ひとりが支配されたんだということを、論文の中に書いています。今、安倍政権が手先に使っているのは誰

か。あのヘイトスピーチを繰り返しているネット右翼ですよ。ネトウヨと呼ばれています。彼らはならず者ですよ、はっきり云って。自分たちに気に入らない勢力であれば、徒党を組んで京都で朝鮮学校初級学校を襲撃したでしょ。子供相手にさえ「帰れ」とか、「殺せ」とか言う。そういうならず者たちを使って、彼らは自分たちがやろうとしている社会をつくらうとしている。

私たちはもう一度こんなことを許していいのか。許してはいけませんよね。日本社会はどんどん酷くなっている、劣化している。社会のなかで酷い問題が起きています。戦後、世界でも日本でも勝ち取ってきたことがどんどん後退させられている。

一番大きいのは労働組合の存在でしょう。労働組合自身が力を失って、どこに労働組合があるのだ、闘っている労働組合はどこにいるんだと思わんばかりの状況です。皆さんが若いときは、職場のなかで要求を掲げて、団体交渉して、それで実際に要求を実現させることによって、労働組合って力を持っているんだなあ、と、団結して要求することは力なんだと学んだじゃないですか。だから労働組合は民主主義の学校と呼ばれた。今、民主主義の学校が無くなっているわけです。若者は学校で民主主義を学んでないわけです。言葉での民主主義は学びますよ。体感した、体験した民主主義は学んでないわけです。だから、変えられると思ってないのです。皆さんの世代と今の若者世代との差は、彼らに責任があるんじゃないのです。体感させ体験させるような、そういう運動をつくってこなかった。私たちでさえ大学時代には少しは大学紛争のなごりがあり、たたかいがあり、機動隊とぶつかっている場面を見ることがありました。だけどそれは無いわけです。一切ない。自治会すらないところがある。

弁護士や裁判官になる前に司法修習が2年間ありました。私はその司法修習生の2年のときに、前半は寮の委員長とってお祭り騒ぎをやるときの委員長をやっていた。後期はクラス連絡委員会の委員長を、自治会みたいな組織だったのですが、研修所当局と団体交渉やっていた。ところが今聞いてみたら、クラス連絡委員会はこうなっていると聞い

たら、「ありますけど、テストなんか配るときの配りものの係です」「え？団体交渉やってないの」「そんなことやりませんよ。そんな組織じゃないですよ」ええ！ですよ。私たちの頃は団体交渉をやったその結果を毎日毎日、僕ともう一人がニュースを作って、夜中の2時3時までかかって作ったやつを、翌日、地下の印刷所へ行って印刷して、それを朝一番から撒くんです。そういう活動をやってきた。それが運動の経験なんです。そういう経験をやってきた。ところが今はないわけです。組織が変わっちゃった。ぜんぜん違う。要求もしない。当局の配りもの係になっちゃった。運動の経験はしないです。闘いを経験させることができない状況をつくってしまった。それで、若者たちに「あなた達は闘いを知らない。運動を知らない」と言っちゃってしょうがないですね。

そういう形で権力による弾圧というのは下に至るまで、特にならず者を使って下に至るまで、非常に今進行しています。瑞穂区白竜町のマンション建設反対運動ですが、何で権力が敵視しなければいけんのですか。どうして、と思うでしょう。家の近くに高いものが建って日照が遮られる、環境が悪くなる、粉塵が出る。「やめてくださいよ」と誰でも言うじゃないですか。それは思想信条に係わらないでしょう。でも、それを敵視するのは。企業と結託して。警察と企業が打合せをして、奥田さんが何時ものように大型車の前を通ろうとしたら、わざわざ前に立ちはだかって、わざわざ防犯カメラの前まで連れてきて、「そこで押された」と称して自分から倒れ込んで、傷害だといって逮捕されたのです。左肩の打撲だと言って診断書まで出して。ところがどう防犯カメラを見ても、当たったとしても右肩だろうな、という倒れ方をしています。なんで左肩を打撲するするんやという、そういうものを出してきた。

起訴は暴行罪です。傷害罪はさすがに無理だったのじゃないかな。それで、彼は闘っています。1年半の闘争の結果99.9%といわれる有罪率の中でも、無罪を勝ち取った。控訴をしようという検察官の会議では、控訴は無理だと断念せざるをえない、ひっくり返すことはできない、というところまで無罪確定をしました。しかし、無罪確定したから終わりではな

いですよ。当然、国家賠償請求訴訟はしています。違法な逮捕勾留して裁判やったことについてはやっています。ここまでは普通です。

無罪だったのだから元へ戻してくれ。元へ戻すためには警察が逮捕した時の指紋、携帯電話の通話履歴、私のDNAデータを全部抹消せよ。これをやっているわけです。これはなかなかないですよ。そういうことをやって、今権力と闘いをしています。

しかし驚くべきことは、企業に逆らうものであったり、住民運動でも弾圧の対象にしようとする事です。その少し前に発覚した大垣の市民監視事件も、風力発電に反対する人たちが勉強会やろうとしていた。それを大垣警察がずっと監視して、大垣警察と企業が情報交換していた。国会で聞かれた警察庁は「通常の警察活動です」と答えています。だから住民運動だって市民運動だって、その地域の秩序を乱すと考えたら通常の警察活動として監視活動しますよ、ということを言っている。で、何が悪いと。というのが彼らの姿勢です。だから、今の対応というのは非常にひどい。

いま私が一番ひどいなあとと思っているのは、関西生コンの弾圧事件です。先日、大阪地裁に秘密保護法対策弁護団の代表として傍聴に行ってきた大阪地裁に申し入れしてきました。安易な令状の出し方をするな、ということで申し入れたけれど、傍聴してきて驚きました。

労働組合がストライキをやるのは当たり前ですよ。憲法上の権利ですから。そのストライキに協力してくれと各企業に申し入れようとして、生コンだから、生コン車の前に行って運転手に対して協力してくださいと、協力要請をする、これはいわゆる平和的説得ということですから、当然許されている活動です。労働組合法の1条2項には、正当な労働組合活動は刑事罰から免れる刑事免責というのが定められています。戦後日本の労働法は労働組合法で刑事免責を定め、民事免責、損害賠償の対象にはしないと書いてある。

その説得活動は50人の大阪府警の見守る中でやった、だから当然そこには暴力行為はなかった。その活動に対して、1年後にその活動を相談した幹

部、委員長や書記長クラスを共謀だ、威力業務妨害の共謀、強要罪の共謀だといって逮捕した。それから半年後に実行犯数十人を次々に逮捕してきました。何人逮捕されたかという延べ55人になります。一旦逮捕して釈放しなければならなくなった人をもう1回再逮捕した。これが滋賀と大阪を中心に関西で起きている弾圧事件です。第1回の公判を、実行犯の公判を傍聴したときに、傍聴席80席の60人以上を企業側が埋めていました。大動員され、企業側がざあっと並んでいました。私も食事抜きで1時間半並んでようやく入れた。入ったところ、驚く場面です。どういうことをやったのかと弁護人は釈明といって、法廷のなかで検察官に聞くのです。それに対して検察官は答えなくて、「次回答えます」「次回答えます」なんです。起訴したのに何で答えなくて、出てきているのだから答えられるだろうと、思うのだけど答えなくていいのです。

供述調書といって取り調べの過程で得た調書については全部不同意と言って証拠にさせないと弁護人は云うんです。これは常道です。そして裁判官は聞くわけです。「こういうふうに不同意ですけど立証方針ですが、どうやって証拠を出していくのですか」と。裁判長が聞いたのに対して検察官は「ビデオで立証する予定です」と言ったのです。「どんなビデオですか、どれくらいのですか」と聞いたら「私もまだ見ていないのです、私の手元にまだ来ていないんで」と検察官は答えた。つまり、証拠を見てもいない人間が起訴しているんです。10数人の実行犯の事件ですよ。もうめっちゃくちゃでしょう、これ。私は考えられないです。

私は労働法を専門にしていますから、労働組合法1条2項と8条というのは、労働法の当たり前。イロハのイであって正当な組合活動であつたら刑事免責、民事免責は当たり前です。刑事免責をした理由は何か、戦前、多くの労働組合が威力業務妨害と称して、あるいは強要罪という罪で逮捕された。これに対する反省から正当な組合活動、団結して話し合いをすることは威力業務妨害、強要罪に当たらない、として刑事免責を取り入れた。これを、その労働

組合法は何も変わらない、それを今踏みにじっている。あからさまに踏みにじっている。

勾留されるときに、勾留理由開示公判、刑事事件では、なぜ勾留したのだと聞くわけです。この事件では、この時に弁護人は、生コン事件では、どういうふうに聞いたか、あなたたちは労働組合法の1条2項を考慮したのか、決定出すとき、当然のことですよね、正当な行為、違法性が無かったら勾留なんかできんはずだ、裁判官は「考慮してない」と答えた。法律を考慮してない。そんなバカな話があるかということでしょ。55人逮捕している、そして起訴している。めちゃくちゃですよ。私は、日本はファシズムに足を突っ込んでいっているんです。そういう時代だと。だからこれはあらゆる労働組合への弾圧ですよ。今、労働組合で始まっているけれども、そのうち市民団体に来るし、そのうちいろんな国民が集まっている組織に来るのは目に見えている。こういうことが今起こっているのだから、我々は危機感を持たなアカン、黙っていたらいかんし、反発して抗議をせなアカン。だから秘密法と共謀罪に反対する愛知の会は抗議声明を挙げました。私が代表している秘密保護法対策弁護団は、いち早く全国弁護団として反対声明をあげました。共謀罪対策弁護団も声明を上げました。ぜひ、皆さんのいろんなところで、このことを知ったうえで抗議の声明を上げるべきです。この社会を少しでも悪くしないためにはやるべきです。つい最近、旬報社から「ストライキをしたら逮捕されまくったけどそれってどうなの」という本が出ている。この事件を書いた本が出ていますので是非読んでみてください。無茶苦茶なことをやっていることがよく分かります。

3000万署名と運動の仕方

具体的な運動のあり方として、3000万署名は確かに苦しいですよ。今、伸び悩んでいます。全国各地でそういう状況です。一つは緩みですね。これだけ酷い問題になっていて、発議などできんだろうと、これは間違いなくあります。それから疲れ。長いことやっているから、疲れています。これも間違いなく存在します。ある所へ行ったとき「だいたい、いくら集

めたのか発表しないではないか、こんなんではやれんわ」と言われました。それを聞いたから私は愛知では発表することにしました。今74万まできたというのを発表しています。

私はもうちょっと運動の仕方を工夫する必要があるのではないと思う。参考になるのはアメリカの労働運動のやり方ですね。日本とは違って、日本の労働組合は少数であっても団体交渉できる。ところがアメリカは交渉権制度といって、その企業のなかで過半数を占めないと団体交渉権もないのです。存在すらしない。そうすると過半数とるための運動を必死になってやるわけです。全国組織が地域を決めて、そして、ある企業のなかで過半数取るために、集中的に人とモノを集中させます。ビラもそこへ集中して撒くし、その地域の雰囲気を変える、それと同時に人を集中してオルグを送り込んで、多くの人達が一人ひとりの個別面談を繰り返す。こういうことで過半数を取るんだといわれている。アメリカの労働運動もいったん低下したが、もう一回盛り返してきた。これはやっぱり学ぶべきだ。

もう一つは労働運動とほかの運動と手を結ぶことです。労働運動だけでは力がない。だけど、環境の問題とか、他の課題と手を結んでいくことによって盛り返すことができるのではないか、これらを考える必要があります。

時間がないので、私は7月まで、時間を設定してそこまで連続行動を採るべきだ、決めるべきだと思っています。3月、4月、5月、6月、7月と連続した行動をとるべきだろう。3月19日に共同行動実行委員会で集会をやります。4月、5月、6月、7月も連続行動をすべきだ、これはどこが主体となるか相談して、できるだけ早期に皆さんに示すことによって、こういう結節点に結集する場を設定していきたいと考えています。そして、新しいイメージをどう打ち出すか、この辺が大事だと思います。

最後に、闘いは終わらないと先ほど言いました。私たちは様々な国の、様々な地域の闘いから学んで、我々の闘いに絶望することはありません。絶望する必要なんかないのです。

メディアの問題について

昨年12月に私たちは市民メディアをつくろうというシンポジウムをしました。韓国のオーマイニュースの記者たちは、自分たちがニュースを出してそのニュースが良かったらお金をもらう。お金は市民が出すという制度をつくって、自分たちのメディアを作っていた。ハンギョレ新聞という紙のメディアは、軍事独裁政治の、あの朴正熙（パク・チョンヒ）大統領の時代に、軍事独裁政権反対のキャンペーンを掲げた。独裁政権で弾圧した最初の方策は何かと言うと、広告を出すなという、企業に対する圧力でした。広告は白紙の状態が1か月続いた。1か月間がまんばったけれども、屈服して記事を書いた編集長、編集局長、みんなが首になる弾圧をされてしまうわけです。

ところが、そこからですね。その時に、もちろん解雇は無効だという闘いはするけれど、それに終わらず、市民がお金を出し合ってハンギョレ新聞をつくり、そこへ辞めさせられた編集長たちを呼んで、その人たちに書く場を与えた。これがハンギョレ新聞になるわけです。民主化のときにこれがどれほど根拠になり、拠点となって、闘いを組むことができたか。次々に韓国でそういう市民が、市民立のメディアをつくっている。あの根強い市民運動の市民の力

というのはそこから湧いてくるものがあると思うのですね。私たちはそれに学ぶべきじゃないかというのが、私が市民メディアシンポをやろうとしたきっかけです。

そうしてシンポジウムに集まって、私たちは市民のメディアが必要だ、やろうという話になった。だけど我々だけではできないから、ついこないだ週刊金曜日にぜひ市民メディアの特集を組んでくれという要請文を送りました。

もう一つやらなければならないのは、既存メディアです。このNHKを考える会だけど、まさにNHKをはじめ、既存メディアがどんな状況にあるのか、そして、そこでがんばっている人たちをどうやって励まし、既存メディアを変えていくのか。今のマスメディアを考えるような集会をやって、そして我々の側にメディアを取り戻すという運動を提起していく。そうしていくことによって政府や官庁情報の垂れ流しのメディア状況を変えていくという運動をつくろうじゃないか、それと私たち一人ひとりがやっている運動が結び付くときに我々の展望が開けます。仮に、ひっくり返ったって、もう1回ひっくり返す展望が開けるんです。絶望する必要はありません。いつでも明るい希望をもってがんばればいいんです。